

# 避難誘導用エレベータ

株式会社エレベータ研究所

# 避難誘導用エレベータとは？

- 東京消防庁の平成25年9月30日付の報道発表資料に示された図「歩行困難者の避難誘導のイメージ」によれば、避難誘導用エレベータは廊下に設置され防火区画された一時避難エリアに横付けして自衛消防隊に誘導された歩行困難者が乗車して垂直避難に利用できるエレベータ
- のようです。

# EVACUATORとの相違点

- 廊下に設置された一時避難エリアに横付けする点ではEVACUATORと避難誘導用エレベータは同一ですが、
- 避難誘導用エレベータは、以下のように避難者自らは運行することができず、自衛消防隊によって運行される点が異なります。
- ①自衛消防隊が歩行困難者等を一時避難エリアに誘導（水平避難）
- ②エレベータの運行は避難者自らが行うものではなく、自衛消防隊が避難誘導用エレベータを活用して避難誘導（垂直避難）

そのため、適用は、建物の関係者によって歩行困難者等の情報を事前に把握し、避難誘導活動が適切に行える高層建築物に限定されます。

一方、EVACUATORは、火災時避難運転により十分な輸送能力があるため、利用する避難者を歩行困難者に限定する必要が無く、不特定多数の利用者があり、歩行困難者等の情報を事前に把握できない一般の高層建築物で適用することができます。